

Kries の適合的因果論をめぐる誤解

——佐藤俊樹『社会科学と因果分析』の場合

清水雄也

小林佑太

§ 1. はじめに

19世紀末、ドイツの生理学者 Johannes von Kries は、適合的因果 (adäquate Verursachung)⁽¹⁾ という概念を提唱した。この概念は、同時代において、法学と社会科学方法論という2つの分野に取り入れられたが、前者においては(いくつもの批判と修正を経つつも)長く受け継がれたのに対し、後者においては早々に忘却され、一部の学説研究者以外にとっては馴染みの薄いものとなった。本稿が主題とするのは、この概念である。

社会学者の佐藤俊樹は、最近の著作『社会科学と因果分析——ウェーバーの方法論から知の現在へ』(佐藤 2019)において、適合的因果の概念に注目し、その社会科学方法論に対する意義を歴史的側面と現代的側面の両面から論じている。社会科学方法論において一度は忘れられた適合的因果論の重要性を、歴史的文脈から整理し直し、現代の新しい議論との接続まで示そうというわけである。もう少し詳しくいえば、佐藤の主たる目的は、Max Weber の社会科学方法論に関する議論を、彼に影響を与えた Kries の議論を踏まえて再構成し、それによって Weber の時代から現代へと至る社会科学における因果分析の伝統に統一的な描像を与えることである。佐藤自身も認めるとおり、Weber の方法論的著作に Kries の影響があること自体は、学説史分野では知られたことである。しかし、Kries の議論自体にまで深く踏み込んだ論述を展開している研究は少ない。その点で、佐藤の議論は貴重である。

ところが、佐藤の適合的因果論に関する議論は、Kries の議論に関する根本的な

(1) 法学では「相当因果(相当惹起)」と訳される。

誤解に基づいて展開されており、その結果、全体として不適切なものになってしまっている。本稿の目的は、それを明らかにすることである。Kries の適合的因果論は、歴史的にも現代的にも非常に興味深い議論である。それに目を向けさせる佐藤の仕事を引き受ける意味でも、その誤解を明示化し、精確な理解に基づく適合的因果論を再び現代的議論の俎上に上げる準備としたい。

本稿の構成は次のとおりである。まず、第2節で、Kries の適合的因果論と、それに関連する重要概念について説明する。紙幅の都合上、Kries の議論のうち、ごく基本的な部分しか扱えないが、本稿の目的を果たすにはそれで充分である。その後、第3節で、佐藤の主張が Kries の議論を基本的な点で誤解していることを明らかにする。最後に、第4節で、本稿が展開する佐藤批判の妥当性について何点か補足し、結語とする⁽²⁾

§2. Kries の適合的因果論

2.1. Johannes von Kries

まず、Kries について簡単に紹介しておこう。Kries は、19世紀後半から20世紀序盤にかけてドイツで活躍した生理学者であり、特に視覚（二重作用説や色順応の理論）の研究などで知られている（Buldt 2016）。また、Kant 主義的な学者としても知られており、新 Kant 派の学者として紹介されることも多い⁽³⁾（杉森 1973: 151; Heidelberger 2001: 177; Pulte 2016: 112）。とりわけ Bernd Buldt は、彼の哲学的立場を生理学的 Kant 主義と呼んでいる（Buldt 2016: 221）。Kries は、確率の基礎論に対する貢献でも知られており、1886年に確率論に関する主著である『確率計算の諸原理』を公刊している（Kries [1886] 1927）。Kries の確率論は、古典

(2) なお、本稿では、Weber と Kries の間の異同や Weber と佐藤の間の異同については扱わない。佐藤の議論における最大の主題が Weber 論であることを考えると、一見このことは不当であるように思われるかもしれない。だが、そうではない。この点については第4節であらためて説明する。

(3) 佐藤は、Kries について、「カント哲学とは全く逆の方向性をもっていた」（佐藤 2019: 172）と述べるなど、Kries の非 Kant 主義的側面を強調している。しかし、上述のように、むしろ Kries は Kant 主義的であったというのが定説である。実際、Kries には、Kant 哲学を主題とした著作もある（Kries 1924）。

的確率論に代わり頻度説が主流となっていく中間的な時代に登場したもので、古典的確率論が依拠した等確率の原理などに対して独自の批判と提案を行なっている (Kamlah 1987; Pulte 2016; Zabell 2016)。これは、論理解釈の先駆的業績とも見られている⁽⁴⁾(杉森 1973; Fioretti 2001; Heidelberger 2001)。

『確率計算の諸原理』を刊行したのち、Kries は、そこでの議論の一部を応用した論文「客観的可能性という概念とその若干の応用について」(Kries 1888 = 2010) を著し、そこで因果性に関する独自の理論を提示した。これこそが、ここで取り上げる適合的因果論である⁽⁵⁾。適合的因果論は、Kries が確率に関する議論の中で用いた客観的可能性 (objective Möglichkeit) という概念に基づいて構築されている。ゆえに、適合的因果論を精確に理解するためには、この概念を理解することが不可欠である。そこで、以下では、客観的可能性の概念を説明したのち、適合的因果論の説明へと進みたいと思う。

2.2. 法則論的決定／存在論的決定・客観的可能性・あそび

Kries は、客観的可能性の概念を構成するにあたって、法則論的決定 (nomologische Bestimmung) と存在論的決定 (ontologische Bestimmung) という対概念を導入する。これらは、世界 (あるいは特定の系) の在り方が決定される2つの仕方のことである。Kries は、惑星運動を例に挙げ、運動を支配する重力法則が法則論的決定にあたり、実際にどのような質量が存在し、それらが特定の時点で、空間上のどこに位置し、どのような運動状態にあるのか、といった特定の状態が存在論的決定にあたるとしている (Kries [1886] 1927: 85-6)。また、Kries は、『確率計算の諸原理』第2版序文において、この対概念について次のようにも述べている。

(4) 確率基礎論における主要な立場については、Darrell P. Rowbottom が比較的平易に説明している (Rowbottom 2015 = 2019)。

(5) この論文は、3回に分けて雑誌連載された後、同誌の別冊として合本化して出版された。本稿で参照する原典は合本版であるが、山田吉二郎と江口豊による日本語訳は連載版を原本として3回に分けて掲載された。本稿における引用については、この日本語訳文献を参照しつつ、本文の表現や用語法に合わせて訳を適宜変更している。

『諸原理』の中で初めて鋭くなされた法則論的現実決定と存在論的現実決定の区別でもって、私はその当時、何か新しい考えを表現したのではなく、様々な領域、とりわけ数理物理学において自明なものとして前提されているものを表現したつもりだったのである。たとえば、しばしば数理物理学では、法則は運動を決定する微分方程式として現れるが、存在論的決定は積分定数として現れる。(Kries [1886] 1927: XV)

ここでは、物理学において、微分方程式が法則論的決定を表し、積分定数が存在論的決定を表すと説明されている⁽⁶⁾。より一般的な仕方の特徴づけるならば、次のようになるだろう。すなわち、任意の系について、その時間発展に関する決定が法則論的決定であり、特定時点におけるその系の状態に関する決定が存在論的決定である。なお、法則論的知識は法則論的決定についての知識、存在論的知識は存在論的決定についての知識である。

これに加えて、客観的可能性の概念を理解するためには、Kries が採用している「現実が生じるすべての出来事は、あらかじめ存在する諸関係の全体をとおして、必然的にもたらされる」(Kries 1888: 4 = 2010: 137) という理論的前提についても

(6) 積分定数が存在論的決定を表すという点については、少し補足が必要かもしれない。力学における運動方程式を考えよう。たとえば、現在から5秒後における特定の物体の位置を知りたいとき、運動方程式を知っているだけでは足りない。それを知るには、現在における当該物体の位置と速度、つまり初期条件を知っていなければならない。この初期条件は、特定の時点における物体の性質や状態に関することだから、存在論的決定の一種である。ところで、運動方程式は数学的には微分方程式である。微分方程式を解くと積分定数(任意定数)が現れる。運動方程式を解いて特定の時点における物体の位置を知る(特殊解を求める)には、積分定数の値を決定しなければならない。そして、この積分定数は初期条件によって決まる。つまり、現在時点の物体に関する存在論的知識が積分定数の値を与えるということである。そのため、存在論的決定の概念は、初期条件や境界条件に該当するものとして説明されることも多い(Heidelberger 2001: 177; Plute 2016: 120; Zabell 2016: 139)。なお、境界条件とは初期条件の上位概念であり、時間的な境界条件が特に初期条件と呼ばれる。ところで、佐藤は、積分定数(Integrationskonstante)を「定積分」と誤訳している(佐藤 2019: 145)。もちろん、積分定数と定積分はまったくの別物である。

押さえておく必要がある。このような決定論的前提を置いた場合、特定の出来事の生起／非生起に関する確率（Wahrscheinlichkeit）は、主観的なものと理解されざるを得ない。特定の出来事が起こるか否かということが決定されているならば、世界それ自体に確率的な不定性はないはずだからである⁽⁷⁾。この意味で、確率は、それを語る者が世界について何らかの知識を欠いているということに基づくものである（Kries 1888: 4 = 2010: 137-8）。

これは可能性（Möglichkeit）についても同様のはずである。しかし、Kriesは、客観的なものとしての可能性を考えることができるという⁽⁸⁾。決定論的前提を置いたとき、いかにして客観的可能性などというものを考えることができるのだろうか。Kriesは次のように述べている。

私たちが或る帰結を、一般的で概括的に記述された諸条件に関連づけた途端に、この概念は1つの意味を獲得する。或る状況下で、或る出来事が起こることも起こらないこともあり得るということ、つまり、どちらも客観的に可能であるということは、前提となる状況の記述が、いくつかの異なる展開の余地を含むような一般的で細密でないものである場合には、充分な根拠と理解可能な意味をもつ主張となる。（Kries 1888: 5 = 2010: 138）

(7) 現代物理学の知見を踏まえるならば、今日、この前提を厳密な意味で認めることはできない。しかし、量子力学の確立以降も古典力学が無効とはならないのと同様に、この前提から出発する以下の議論も直ちに無効となるものではないように思われる。しかし、この点について、ここで詳論することはできない。

(8) Kriesにおける「確率」と「可能性」という術語の使い分けには注意が必要である。ここでは、最低限の補足をしておく。Kriesは、「どのくらい起こりそうか」ということに関わる（主観的な）確率と、「どのくらい起こり得るか」ということに関わる（客観的な）可能性という2つの概念を明確に区別した。その上で、それらが一致する特殊な場合があることを指摘することによって、確率概念に関する独自の基礎理論を提示した。しかし、Kriesが区別した2つの概念は、私たちの日常的な文脈や数学的な文脈では、必ずしも明確に使い分けられているわけではない。Kriesにおける可能性の概念は、（ある特殊な場合には）普通にいうような広い意味での確率概念の一種である。法学分野でも、Kriesのいう客観的可能性が「今日の確率論における『確率』」（山中 1997: 135）にあたるということは認識されている。

Kriesによれば、特定の結果が、粗く（「一般的」に）記述された条件へと関連づけられるとき、客観的な意味での可能性というものを語ることができる。先行状況を完全に細密な仕方では記述するならば、その後の展開について複数のパターンを考える余地はない。しかし、先行状況を粗く記述した場合、その分だけ、その後の展開に不定性が生じることになる。上で論じた概念を用いて表現するならば、先行状況に関する記述とは存在論的決定に関する記述である。このため、「客観的可能性に関する命題にはつねに法則論的内容の知識が表現されている」（Kries 1888: 6 = 2010: 138）ということになる。なぜなら、特定の存在論的決定からどのような結果がもたらされるかというのは、まさに法則論的決定の問題だからである（Kries [1886] 1927: 88-9）。このように、客観的可能性とは、存在論的決定に関する粗い記述と、法則論的決定に関する知識または想定を組み合わせてに基づくものとして理解されるのである。そして、この種類の主張は客観的なものであり得る、というのがKriesの着想である⁽⁹⁾。

Kriesは、上に述べたような、複数の結果が生じる余地のことをあそび（Spielraum）⁽¹⁰⁾と呼ぶ（Kries 1888: 7 = 2010: 139）。この概念を用いていえば、或る出来事が客観的に可能であるというのは、その出来事の先行状況が含んでいるあそびの中に、当該の出来事の生起が含まれているということである⁽¹¹⁾（Kries [1886] 1927: 89）。そして、Kriesは、客観的可能性の大小を、あそびの概念によって特徴づけている。たとえば、或る状況記述によって生じるあそびの中に、特定の出来事の生起が含まれているとしよう。このとき、その出来事の生起と非生起のあそび全体に占める割合が、それぞれ半分ずつであるならば、その出来事が生起する客観的可能性は1/2である、ということになる⁽¹²⁾。このように、或る出来事の生起の客

(9) 客観的可能性については、日本語文献に限っても、いくつかの解説がすでに存在している（振津 1979: 417-9; 山中 1997: 108-19; 植田 2013: 50-2）。

(10) 佐藤は、この用語を「遊隙」（佐藤 2019: 149）と訳している。なお、「幅」（振津 1979: 419; 山中 1997: 112）や「領域」（杉森 1973: 11; 植田 2013: 49）と訳されることもある。

(11) このため、Kriesの確率理論は、しばしば「あそび理論（Spielraum theory, range theory）」と呼ばれる（Pulte 2016: 109）。

(12) Kriesは、このことについて、サイコロ振りを例に説明している（Kries 1888: 9 = 2010: 140-41）。

観的可能性は、その出来事の生起が、先行状況が含むあそび全体のうちに占める割合によって、大小比較したり、数値化したりすることができるのである⁽¹³⁾。

2.3. 適合的因果

以上のような客観的可能性の概念を用いて、Kriesは適合的因果論を展開した(Kries 1888 = 2010)。まず、Kriesは、因果関係を個別的ないし具体的なもの(いわゆるトークンレベル)と一般的ないし抽象的なもの(いわゆるタイプレベル)という2つの種類に分ける(Kries 1888: 20-1 = 2010: 147)。この区別は、現代の因果論においてもしばしば前提とされるものである。たとえば、特定の人物が特定の期間にわたって喫煙したことが、その人の肺ガンを引き起こしたとすれば、これは具体的因果である。それに対して、喫煙が一般的に肺ガンの原因になるというのは抽象的因果である。この区別をした上で、Kriesは、具体的因果と抽象的因果を「関連づける」ことによって、特定の具体的因果を適合的なものと偶然的なものに分類するという議論を展開する。この議論を理解するには、そもそも、なぜそのような区別をしようとするのかを理解しておく必要がある。最も重要なのは、適合的因果論は基本的に責任帰属の文脈で意義をもつものであるという点である。具体的因果に適合的なものと偶然的なものがあるという区別は、因果があっても責任がないようなケースについて合理的に説明するための議論の一部として導入されたものなのである⁽¹⁴⁾。

Kriesは、具体的因果の概念については、現在でいうところの反事実説(counterfactual theory)によって理解している(Kries 1888: 24 = 2010: 149)。因果の反事実説によれば、「出来事 c が出来事 e の原因である」というのは(簡単にいえば)

(13) ただし、客観的可能性の厳密な数値化が可能なのは、たとえば、サイコロ振りやルーレットといった偶然ゲームなど、極めて特殊な場合に限られる(Kries 1888: 10-4 = 2010: 141-4)。

(14) Kriesは、適合的因果論を論じるとき、基本的に刑法の事例を取り上げている(Kries 1888 = 2010)。そして実際、適合的因果(相当因果)の概念は法学的概念として広く知られるものとなり、現代日本の法学的議論の中にまで定着している(木村 [1959] 1978; 振津 1979; 山中 1997; 植田 2013; 本間 2015)。とはいえ、適合的因果論の射程が原理的に法学に限定されるというわけではない。その射程がどの範囲までを含むのかという問題は、別途探求されるべき課題である。

「 c が起こらなければ e は起こらなかつただろう」という意味である⁽¹⁵⁾。しかし、責任帰属について考えるとき、反事実説的な因果理解だけでは不充分であるように思われるケースがある。Kriesが挙げるのは以下のようなものである。

一人の乗客を運ぶ御者が酔っ払って、または居眠りをして、そのために道に迷い、それからその乗客が雷に打たれて死んだとすると、上で仔細に検討した意味で、御者の居眠り（または酩酊）は乗客の死の原因となった、ということが出来る。御者が決められたとおりに御していたなら、馬車は雷雨のときに別の場所にいたわけで、乗客は無事でいだろうということには疑問の余地がない。（中略）たしかに、この特殊な事例において、最終的な結果の誘因はその契機であろうが、しかし、一般に、御者が目覚めているときでも、眠っているときと同様に、乗客は同じように雷に打たれて死ぬことがあろう。（Kries 1888: 25-6 = 2010: 150）

このケースのポイントは、御者の居眠りと落雷による乗客の死の間には具体的因果関係があるにも関わらず、何か別の重要な意味で、居眠りをするのと雷に打たれることの間には関係がないようにも思われるということである。つまり、御者が目覚めていようが眠っていようが、雷に打たれるときは打たれるのであって、その意味では両者には関係がないように見えるというわけである。これは、責任帰属の文脈でいえば、落雷を受けたことによる乗客の死亡について居眠りを責めるのは不当であるように思われるという問題である。このことは、別のケースと対比することで明確になる。

ところが、たとえば、上記の例をまた使うが、馬車がひっくり返って、乗客がその結果として負傷または死亡したときは、話はまったく違う。この場合、御者の居眠りと事故のあいだには、単に個別的なものだけではなく、一般化さ

(15) ここで述べた反事実説の説明は相当な単純化を含んでいるが、それでも以下の議論を理解するにあたって大きな支障はない。現代の哲学における反事実説の展開については、Peter Menziesが詳しく解説している（Menzies 2017）。なお、この種の理論は法学では条件説と呼ばれている（木村 [1959] 1978: 177-80）。

れ得るものとしての因果関係をも推定できる。(Kries 1888: 26 = 2010: 150)

このケースでも御者の居眠りと乗客の死亡という2つの出来事間に具体的因果関係があるという点は同様だが、こちらの場合、転倒による乗客の死亡について居眠りを責めることは特に不当ではないように思われる。そして、転倒ケースにあって落雷ケースにないものを、Kriesは「一般化され得るものとしての因果関係」と呼んでいる。つまり、個別のないし具体的な因果関係とは別のレベルの、一般的ないし抽象的な因果関係である。上で言及した「具体的因果と抽象的因果を関連づける」という議論がここで登場する⁽¹⁶⁾。そして、具体的因果関係が抽象的因果関係を伴うということの意味は、上の箇所が続けて次のように述べられている。

たしかに、御者のその過失は必然的に馬車の転倒のような事故を引き起こすものではないが、しかし、一般的に充分至当なものであって、そういうことを引き起こす傾向があり、その可能性または確率を高める、と主張されるであろう。(Kries 1888: 26 = 2010: 150)

ここで、抽象的因果の有無が客観的可能性の概念と結びつくことになる。居眠りと落雷の間には抽象的因果関係がないのに対し、居眠りと転倒の間にはそれがあるというのは、つまり、居眠りをすることは一般的に雷に打たれる可能性は高めないが転倒する可能性は高めるということを意味しているのである。ここからわかるように、Kriesの抽象的因果理解は、現代的にいえば、確率上昇(probability-raising)によって因果性を特徴づける確率説の一種である⁽¹⁷⁾。

このように、Kriesは、具体的因果と抽象的因果を区別し、具体的因果については反事実説を、抽象的因果については確率説を採っている。その上で、特定の具体的な因果関係を抽象的因果関係と関連づけることによって、責任帰属の直観や実践に

(16) Kriesは、適合的因果論に入るに際して、「そういう一般的な因果関係の主張または否定が、個別の具体的事例の判断にいかに関与しているかをこれから追求することは、特別興味深いことである」と述べている(Kries 1888: 21 = 2010: 147)。

(17) 因果の確率説については、Christopher Hitchcockが詳しく解説している(Hitchcock 2018)。

合致するような分類を構成する議論を展開しており、そこでなされる区別こそが適合的因果と偶然的因果 (zufällige Verursachung) の区別なのである⁽¹⁸⁾。適合的因果と偶然的因果に関する Kries の特徴づけを簡単に整理してみれば、以下のようになる。(ただし、小文字の x と y は具体的な出来事トークンを表し、大文字の X と Y はそれらに対応する抽象的な出来事タイプを表す。)

[適合的因果] x が原因で y が結果であるような具体的因果関係は、 X の生起が Y の生起する確率を高めるとき、適合的である。

[偶然的因果] x が原因で y が結果であるような具体的因果関係は、 X の生起が Y の生起する確率を変えないとき、偶然的である。

御者のケースでいえば、御者の居眠りと落雷による乗客の死の関係は偶然的因果関係で、御者の居眠りと転倒による乗客の死の関係は適合的因果関係であるという対応関係になる⁽¹⁹⁾(Kries 1888: 25-8 = 2010: 150-1)。以上が、Kries の適合的因果論の基本的な内容である。

§ 3. 佐藤の適合的因果論

3.1. 適合的因果に関する誤解

本節では、佐藤の論じている適合的因果論が、前節で説明した Kries の議論を正しく捉えたものになっていないことを示す。佐藤の議論は、Kries の議論を直接参照しているながら、元概念規定や理論構成を大きく逸脱してしまっている。以下で

(18) このように、Kries の適合的因果論は、まず具体的レベルでの因果帰属がなされ、その次に抽象的レベルでの適合性判断がなされるという二段階構成になっている。このことは、日本でも、法学関係の文献では明確に指摘されている (振津 1979: 429; 植田 2013: 48)。

(19) 決定論的前提の下でも客観的な偶然性というものを論じ得るという Kries の偶然論は、その基本的着想において、のちに展開される Henri Poincaré の偶然論や、決定論的カオスの理論と同型のものである (Poincaré 1908 = 1953: 69-97; Plato 1994: 164-174; Heidelberger 2001: 183-4)。

は、まず適合的因果の概念に関する直接的な誤解を指摘し、次に関連する重要概念に関する誤解について述べる。

佐藤は、適合的因果論が因果関係を同定するための方法論であると考えている。このことは、たとえば、「仮定を用いて因果を経験的に同定するという、適合的因果の本来の考え方」（佐藤 2019: 43）、「J・v・クリースの因果同定手続きの方法論、『適合的因果構成 adäquate Verursachung』」（佐藤 2019: 115）、「適合的因果は、仮定を用いて因果を経験的に同定する方法だといえる」（佐藤 2019: 123）、といった表現に現れている。そして、その手続きは次のようなものであると説明される。

適合的因果構成という枠組みは、因果を(a)反事実に（＝反実仮想の形で）定義した上で、(b)条件つき確率の差で測るものだ。具体的にいえば、原因候補 C と結果 E の間に因果があるかどうかを、原因候補 C がある場合とない場合との結果 E の出現確率の差で判定する。（佐藤 2019: 34）

つまり、佐藤は、適合的因果論とは因果同定の方法論または枠組みであり、それは、反事実説的な意味での因果を確率上昇の有無によって特定するようなものであると理解しているのである。

しかし、前節で確認したことからわかるように、Kries の適合的因果論は因果関係を同定する方法や枠組みではない。むしろ、適合的因果／偶然的因果の概念は、関連する具体的因果関係と抽象的因果関係の両者が同定されている場合に適用できるものであり、佐藤の見方は明らかに誤解である。さらに佐藤は、（Kries の適合的因果論という）「この方法は分析哲学や統計学のなかでさらに発展をとげて、統計的因果推論という数理・計量手法の分野にまで成長している」（佐藤 2019: ix）という学説史的な見解も提示しているが、これも誤解に基づいた無理のある主張である。Kries の適合的因果論が、因果関係を発見したり正当化したりすることを眼目とするものではない以上、そもそも現代的な因果推論とは異なる種類の議論だからである。

このような誤解は、少なくとも部分的には、具体的因果と抽象的因果の区別が Kries 的な適合的因果論の出発点になっているということを十分に捉えていないために生じているように思われる。たとえば、上で引用した「因果を(a)反事実に

(=反実仮想の形で)定義した上で、(b)条件つき確率の差で測る」(佐藤 2019: 34)という説明は、一見、Kries の議論の要点を捉えているように見えるかもしれない。因果の反事実説と確率という2つの要素は、たしかにKries の議論の要となっているからである。しかし、前節で見たように、Kries の適合的因果論は、反事実説によって定義された因果関係を確率的連関によって判定するというものではなく、反事実説によって理解された具体的因果を、確率的に理解された抽象的因果と関連づけることで、適合的なものと偶然的なものに区別するという議論なのである。具体的因果／抽象的因果の区別を適切に導入しなければ、この議論は構築できない。そして、佐藤の論述にはそれが欠けているのである。

適合的因果論に対する誤解は、偶然的因果の説明にも現れている。佐藤は、偶然的原因を「疑似原因(贗の原因) spurious cause」(佐藤 2019: 121-2)と同一視し、その上で、「疑似原因は、計量分析でいう『疑似相関 spurious correlation』にあたる」(佐藤 2019: 151)と述べている。つまり、偶然的原因とは疑似相関のことだと論じているのである。疑似相関(疑似因果)とは、実際には因果関係がないところに、共通原因(交絡因子)の存在などによって生じる相関である。しかし、上で述べたように、Kries の議論における偶然的因果とは、具体的因果として実際に成立しているもののうち、抽象的に見ると確率上昇関係が認められないようなものである。偶然的因果はあくまでも(具体的なレベルで成立している)因果であり、それを疑似相関と混同するのは致命的である。このように、佐藤の適合的因果に関する理解は、Kries の議論とは根本的に異なるものになってしまう。

3.2. 法則論的決定／存在論的決定に関する誤解

佐藤は、客観的可能性についても様々な点で不適切な理解を提示している。その中でも特に重大なのは、この概念の前提となる法則論的決定／存在論的決定という対概念に関する誤解である。すでに述べたとおり、この対概念はKries の適合的因果論を理解する上で重要なものであり、佐藤も法則論的／存在論的という対概念にはくり返し言及している。佐藤は、法則論的／存在論的の区別を次のように説明している。

広い意味では、v・クリースのいう「法則論的」は、その時点の知識におい

て、ある事態や対象に関して成立していると考えられている、一般的に定義できる性質をさす。「存在論的」はそれ以外、すなわち（その時点の知識において）その事態や対象でのみ成立していると考えられている性質をさす（『確率計算の諸原理』前掲 S.86 など）。（佐藤 2019: 142-3）

ここでは、「法則論的」という性質と「存在論的」という性質があり、前者は、特定の事態や対象だけでなく一般的に成立するような性質、後者は、その事態や対象でのみ成立するような性質であると述べられている。ここでの説明も精確とはいえないものだが、それ自体は Kries の論述（Kries [1886] 1927: 86）をほぼそのままなぞったものであり、原文を踏まえて好意的に読むかぎりは、元の議論から大きく逸脱しているようには見えない。ただし、ここでの論述だけを見たときに、それが不適切でないとしても、それは、佐藤が Kries の議論について正しく理解しているということを意味しない。なぜなら、佐藤は、国内の先行研究において、法則論的知識が法則についての知識、存在論的知識が事実や史実についての知識と解釈されてきたことについて不適切だと批判しているからである（佐藤 2019: 141, 146-7, 158）。もし、ここでの Kries の論述を正しく理解するならば、佐藤が批判しているような解釈が、別段不適切なものでないことがわかるはずである。したがって、佐藤は、すでにこの箇所について誤解しているものと見られる。実際、そうでなければ、この後に見るような決定的な誤解は生じないはずである。

それでは、法則論的／存在論的の区別に関する決定的な誤解はどこにあるのか。それは、上の引用箇所であれば、「その時点の知識において」と表現されている点に関わっている。以下のような論述において、このことは明らかである。

両者の組み合わせは、個々の事実や対象によってちがってくるだけではない。区別の線引き自体が、現時点の知識に応じて時間的に変化する。（佐藤 2019: 145, 傍点省略）

この区別の可変性ゆえに、特定の事態や対象ごとに個別的なものが残りつづけるだけではない。各時点での法則論的知識の内容が変わるたびに、一般的／個別的の区別が書き換えられる。（佐藤 2019: 146, 傍点省略）

ここでは、特定時点での知識状態に応じて、法則論的なものと存在論的なものとの境界が変動するとされている。また、法則論的知識の内容の変化に応じて、一般的／個別的という区別が書き換えられるとも述べられている。そして、佐藤は、この区別の可変性が「最も重要な論点」（佐藤 2019: 146）だという。しかし、この理解は Kries の議論と一致しない。Kries の用語法において、法則論的決定とは特定の系が示す挙動の法則性に関する決定であり、存在論的決定とは特定時点における系の状態に関する決定である。このように、法則論的決定と存在論的決定は、そもそも種類の異なる概念なのである。したがって、この対概念の区別が時間的に変化することはあり得ない⁽²⁰⁾。

さらに、佐藤は、あそびの概念を、「『法則論的／存在論的』の可変性から帰結する、『存在論的』な性質の非決定性（不定性）にもとづく」と説明する（佐藤 2019: 159）。また、あそびの原理は、バイズ更新と同じ考え方であるとも述べている（佐藤 2019: 158-60, 198）。しかし、存在論的な性質（決定）の不定性は、法則論的／存在論的の区別の可変性から帰結するものではない。すでに述べたように、Kries の議論において、存在論的決定に関する不定性は、その記述の粗さに基づくものである。そして、そのような一般性に基づいて、複数の出来事が生じる余地、すなわちあそびが生じるのである。当然、あそびの原理もバイズ更新とはまったく異なるものである。こうして、法則論的／存在論的の区別に関する誤解は、あそび概念の誤解にまで及んでいる。これらの概念を正しく捉えていなければ、客観的可能性の概念についても正しく理解することはできない。

§4. おわりに

以上のように、佐藤が Kries に帰しつつ論じている適合的因果論は、実際には Kries の議論とはかけ離れたものとなってしまっている。本稿では、なぜそのような誤解が生じたのかということについて詳しく検討することはできない。しかし、

(20) 時間的に変化すると Kries が述べているのは、存在論的決定のことである。なお、法則論的知識や存在論的知識が、それぞれ更新されたり追加されたりすることは当然あるが、佐藤の論じるようなことにはならない。

どのような理由からであれ、Kries の適合的因果論に関する大きな誤解を含むことは、佐藤の議論全体に対する評価にも、重大な影響を与えないわけにはいかないだろう(21)。

本稿が佐藤の議論に対して述べた批判は、Weber との比較を欠いているがために不十分であると見えるかもしれない。佐藤の議論における第一義的な題材は(書名にも表れているように) Weber の方法論だからである。しかし、そのことは本稿の指摘を無効化するものではない。それは、佐藤自身が、本稿で検討したような適合的因果論を、明示的に Kries のものとして提示しているからであり、また、Kries と Weber の適合的因果論を同一視しているからである。たしかに、佐藤は、Kries と Weber の議論にいくつかの相違点があるという指摘もしているが、それらは比較的小さな相違として扱われている。基本的に、Weber は Kries の適合的因果論を「全面的に採用」(佐藤 2019: 144) した、というのが佐藤自身の見解であり、むしろ、最も強調されている主張でさえある(22)。

また、佐藤の論述の中には、その箇所だけを見れば Kries の議論の説明として間違っていない部分も含まれている。特に、元の文献に書いてあることを、ほぼそのままのかたちで提示している箇所は当然そうになっている。しかし、部分的に Kries の論述と一致しているということは、佐藤による Kries 理解の正当な擁護の基盤にはならない。Kries の議論から重要な点で大きく逸脱した論述が無視できないほど多く提示されている以上、むしろ、それは佐藤の説明が内的に整合していないこと

(21) じつのところ、佐藤の議論には、適合的因果論以外にも無視できない問題点が複数含まれている。その1つが、上でも述べた、Kries と Kant 主義の関係に関する問題である。また、佐藤は、自らの学説史的主張の根拠として、Weber が方法論的著作において Kries の著作の特定の箇所 (Kries [1886] 1927: 107-8) にくり返し言及しているということをたびたび強調しているが、これも事実誤認である(たとえば、佐藤 2019: 129)。この問題については小野が詳しく指摘している(小野 2019)。これら以外にも細かい誤謬が多く見られるが、紙幅の都合上、ここでは言及しきれない。

(22) Kries と Weber の適合的因果論をめぐる異同は、それ自体としては重要な問題である。じつのところ、Weber が Kries の適合的因果論を社会科学方法論に導入しようとした議論自体が不適切なものだった疑いもある。この件については、別の機会に論じたい。

を示すものである。

謝辞

草稿に対して、太田勇希、小田和正、小野裕亮、酒井泰斗（五十音順）の各氏から詳細かつ有益なコメントをいただいた。このおかげで、本稿の精確性と可読性は大いに向上したはずである。また、『社会科学と因果分析』読書会における参加者たちとの議論も、本稿の構成を考える上で大きな手がかりとなった。なお、本稿で提示した適合的因果論に関する説明は、2017年に開催された日本社会学理論学会の第12回大会にて「然るべき因果という難問——適合的因果理論の意義と課題」と題して発表した研究成果の一部に基づくものである。発表時に参加者たちからいただいた質問や批判が説明の工夫につながった。これらの方々に厚く御礼申し上げる。

参考文献

- Buldt, B., 2016, "Johannes von Kries: A Bio-bibliography," *Journal for General Philosophy of Science* 47 (1): 217-235.
- Fioretti, G., 2001, "Von Kries and the Other 'German Logicians': Non-Numerical Probabilities Before Keynes," *Economics and Philosophy* 17 (2): 245-273.
- 振津隆行, 1979, 「クリースの『客観的可能性』の概念とその若干の適用について——危険概念理解のための予備的一考察」『刑法雑誌』22 (3, 4): 411-443.
- Heidelberger, M., 2001, "Origins of the Logical Theory of Probability: Von Kries, Wittgenstein, Waismann," *International Studies in the Philosophy of Science* 15 (2): 177-188.
- Hitchcock, C., 2018, "Probabilistic Causation," Zalta, E.N. ed. *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Fall 2018 Edition), (Retrieved September 4, 2019, <https://plato.stanford.edu/archives/fall2018/entries/causation-probabilistic/>).
- 本間一也, 2015, 「謀殺の手段としての落雷——150年間にわたる刑法学の概観」『法政理論』47 (2): 204-272.
- Kamlah, A., 1987, "The Decline of the Laplacian Theory of Probability: A Study of Stumpf, von Kries, and Meinong," in Krüger, L., Daston, L.J., and Heidelberger, M. eds., *The Probabilistic Revolution Volume 1: Ideas in History*, Cambridge: The MIT Press, 91-116.
- 木村龜二, [1959] 1978, 『刑法総論』(増補: 阿部純二), 有斐閣.
- Kries, J. von., [1886] 1927, *Die Principien der Wahrscheinlichkeitsrechnung: Eine logische Untersuchung* (2. Aufl.), Tübingen: J. C. B. Mohr.
- Kries, J.von., 1888, "Ueber den Begriff der objectiven Möglichkeit und einige Anwendungen desselben," Separatabdruck aus der *Vierteljahresschrift für wissenschaftliche Phi-*

- osophie* XII Band, Leipzig: Fues's Verlag. (山田吉二郎・江口豊訳, 2010, 2011, 2013, 「客観的可能性という概念とその若干の応用について (その1, 2, 3)」『メディア・コミュニケーション研究』59: 137-189, 60: 95-126, 64: 39-65.)
- Kries, J. von, 1924, *Immanuel Kant und seine Bedeutung für die Naturforschung der Gegenwart*, Berlin: Springer.
- Menzies, P., 2017, "Counterfactual Theories of Causation," Zalta, E.N. ed., *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Winter 2017 Edition), (Retrieved September 4, 2019, <https://plato.stanford.edu/archives/win2017/entries/causation-counterfactual/>).
- 小野裕亮, 2019, 「佐藤俊樹 (2019) 『社会科学と因果分析』での, von Kries 『確率計算の諸原理』 pp. 107-108 が「文化科学」論文で参照指示されているという説について」第2版, (2019年5月12日取得, <https://drive.google.com/file/d/1MtZ7W3SYqcw6lw9gEG90VcRleZhErw5B/view>).
- Plato, J.von, 1994, *Creating Modern Probability: Its Mathematics, Physics and Philosophy in Historical Perspective*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Poincaré, H., 1908, *Science et Méthode*, Paris: Flammarion. (吉田洋一訳, 1953, 『科学と方法』岩波書店.)
- Pulte, H., 2016, "Johannes von Kries's Objective Probability as a Semi-Classical Concept. Prehistory, Preconditions and Problems of a Progressive Idea," *Journal for General Philosophy of Science* 47 (1): 109-129.
- Rowbottom, D. P., 2015, *Probability*, Cambridge: Polity Press. (佐竹佑介訳, 2019, 『確率』岩波書店.)
- 佐藤俊樹, 2019, 『社会科学と因果分析——ウェーバーの方法論から知の現在へ』岩波書店.
- 杉森滉一, 1973, 「『客観的可能性』としての確率」『岡山大学経済学会雑誌』5 (2): 1-28.
- 植田俊太郎, 2013, 「相当因果関係説における客観的可能性について——あるいは因果関係項をめぐる思索の端緒をさぐる」『法学研究論集』38: 41-59.
- 山中敬一, 1997, 『刑法における客観的帰属の理論』成文堂.
- Zabell, S., 2016, "Johannes von Kries's Principien: A Brief Guide for the Perplexed," *Journal for General Philosophy of Science* 47 (1): 131-150.